



平成 22 年 5 月 17 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号
株式会社 バックスグループ
代表取締役社長 岡田 努
(コード番号:4306)
(連絡先)常務取締役経営管理本部長 砂長 淳洋
電 話 03-5793-7836

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 17 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社関係会社の取締役に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社関係会社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権者の対象者

当社関係会社であるジェイブートゥビー株式会社及び株式会社アイ・シー・アールの取締役 3 名

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 220 株を上限とする。

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は 1 株とする。

ただし、新株予約権割当日（以下「割当日」という）後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。調整後株式数は、当該調整事由に係る下記(4)による行使価額（以下に定義する）の調整に関し、同号に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

(2) 新株予約権の数

220 個を上限とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（割当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合には、割当日の終値とする。

なお、割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降または株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、発行日後に時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」と読み替える。調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日。無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、これを適用する。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合（無償割当てに係る基準日を定めた場合を含む）は当該基準日（以下「株主割当日」という）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、上記のほか、割当日後に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 24 年 8 月 1 日から平成 32 年 6 月 23 日まで

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

① 新株予約権者が下記(11)に定める規定により、権利を行使することができなくなった場合には、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(9) 組織再編における新株予約権の消滅及び編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)については、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(4)で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

上記(8)に準じて決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

下記(11)に準じて決定する。

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使にかかる行使価額の 1 年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の合計額は、1,200 万円を超えてはならない。

以 上